

# 農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」

平成 30 年度 応募要領

制定 平成 30 年 3 月 30 日付 29 食産第 5290 号

## 1. 顕彰制度の趣旨

国内外の料理界には、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさや奥深さ、更にはその魅力に誇りとこだわりを持ち続け、生産者や食品企業等と「協働」することで、地産地消や日本の食文化の普及等の様々な取組に尽力されてきた料理人の方々が多数いらっしゃいます。そこで、このような料理人の方々を顕彰し、その更なる取組と相互の研鑽を促進することにより、我が国の農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図るとともに、観光客の来訪の増加を通じた地域の活性化や食品企業の海外展開の促進に資することを目的に、料理人を対象とした顕彰制度（農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」）を実施します。

## 2. 顕彰の対象者

顕彰は、その提供する料理・サービスが優れていると認められる現役の料理人（パンや菓子の職人を含む。）のうち、5年以上にわたり次のいずれかの取組を行い、他の模範とするにふさわしい功績のあった方を対象とします。（応募の条件については、4. を御参照ください。）

※ これらの取組には、料理人個人のみならず、料理人の所属する飲食店、旅館、ホテル等の経営者や食材調達部門等の方と共同して行われたものも含まれます。

※ 各取組については、平成 25 年末までに取組を開始し、現在も継続して取り組まれているものを対象とします。

### 【対象となる取組の種類】

#### ① 国内の農林水産業との取組

産地と連携し、地域の風土や調理法に適した作物の導入、伝統野菜の復活や地域特有の農産物の発掘を行い、又は地場の素材を活かしたメニューを開発し、取引の継続や伸張等を通じて、国内における産地の形成や農林漁業者の所得向上等地域の活性化、雇用の拡大等に貢献する取組

#### ② 国内の食品産業との取組

食品産業等と連携し、食品や調味料の開発、国内の食材を利用した新たな調理法の開拓等を通じて当該食品等の普及によって、地域の食材の普及や食文化の発展に貢献する取組

#### ③ 海外での日本食の普及に関する取組

日本の食材や食文化、調理技術等について、日本人以外の料理人への教授・指導や、これらを取り入れた店舗の展開等を通じ、海外における日本の食文化の普及と食品企業の海外展開に貢献する取組

#### ④ ①から③までに掲げるもののほか、この顕彰の趣旨に照らし、これらと同程度の貢献が認められる取組

## 3. 顕彰の種類及び受賞者

平成 30 年度の顕彰の種類は、次の 2 つとします。

### (1) ブロンズ賞(最大受賞者数 8 名)

「2. 顕彰の対象者」に規定する事項に合致する者

### (2) シルバー賞(最大受賞者数 5 名)

ブロンズ賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のブロンズ賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が認められる者

#### 4. 応募に必要な条件

- (1) 平成30年度の顕彰の応募は他薦によるものとします。ただし、シルバー賞にあつては自薦とします。
- (2) 応募者は、他薦による応募に当たっては、推薦する料理人本人の了解を得るものとし、また満20歳以上であり、料理人と三親等以内の親族でないことが必要です。
- (3) 既に日本国内で叙勲され、又は褒章を授与された料理人は、この顕彰の対象者とはなりません。(ただし、ブロンズ賞を受賞後に日本国内で叙勲され、又は褒章を授与された料理人は対象となります。また、中央省庁、地方自治体、業界団体等による表彰制度等の受賞者は、対象となります。)
- (4) 過去5年以内に禁錮刑以上の刑に処せられた者は、この顕彰の対象者とはなりません。
- (5) 過去にこの顕彰制度に応募された料理人について再度応募することも可能です。

#### 5. 審査方法

##### (1) 第一次審査(応募書類に基づく選考)

提出のあった応募書類に基づき第一次審査を行います。第一次審査では、料理人の取組を支えた関係者(食材を生産した農林漁業者、仲介した卸業者、飲食店の経営者等をいいます。以下同じ。)がいるときは、関係者に関する添付書類を含めて審査いたします。

##### (2) 第二次審査(審査委員会による選考)

第一次審査で絞り込まれた候補者について、外部の有識者からなる審査委員会が第二次審査を行います。第二次審査では、その功績が他の模範とするにふさわしいものであったかどうかなどについて、各分野の専門的見地から客観的かつ公正に審査を行います。審査委員会のメンバーについては、農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」ホームページを御覧ください。(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/kensyou/index.html)

##### (3) その他

- ① 審査に当たっては、書類の内容確認、追加資料等の提出のお願いや質問等、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室(以下「事務局」という。)から料理人本人や推薦者、賛同者及び関係者に対して御連絡をさせていただくことがあります。このため、事務局からの連絡に適切かつ確実に対応できるようお願いします。適切な対応がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外することもあります。
- ② 審査状況や受賞者決定前の候補者に関する問い合わせには、一切お答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 6. 審査の基準

2. に掲げる取組の審査に当たっては、主として以下の項目を総合的に判断して行います。

##### (1) 国内の農林水産業との取組

- ・ 開拓した農林水産物の種類、年間取引量・取引額及び取引期間
- ・ 開発したメニューに使用する農林水産物の種類及び年間取引量・取引額
- ・ 開発したメニューの売上額及び全体の売上げに占める割合
- ・ 契約栽培、技術指導等による地域の農林漁業者や取引先との連携の有無
- ・ その他国内における産地の形成や生産者の所得向上など、地域の活性化や雇用の拡大への

## 貢献度

### (2) 国内の食品産業との取組

- ・ 開発した食品・調味料の種類、年間取引量・取引額及び取引期間
- ・ 開発した食品・調味料のメニュー等への具体的な活用方法
- ・ 開拓した調理法・メニュー等の内容
- ・ 開発した食品・調味料や開拓した調理法・メニュー等の特許、実用新案等
- ・ メーカー・卸売業者等との連携及び開発に係るこれらの者への指導の有無
- ・ その他地域の食材の普及や食文化の発展への貢献度

### (3) 海外での日本食の普及に関する取組

- ・ 日本人以外の料理人に教授・指導を行った食材・食文化・調理技術の種類と内容
- ・ 教授・指導を受けた日本人以外の料理人の延べ人数及び取組期間
- ・ 海外での店舗展開や長年にわたる営業活動の結果としての日本食に関する飲食店舗数や料理人の増加、食材等の取引量の拡大、食材の活用事例、メディアへの掲載、対象国での知名度向上等の効果
- ・ その他海外における日本の食文化の発展や食品企業の海外展開への貢献度

### (4) その他の取組

- ・ (1)～(3)に掲げる項目と同等程度の実績が認められること。

### (5) 各取組共通

- ・ 顕彰の対象者であって、応募に必要な条件を満たしていること。
- ・ 取組の過程における革新性や工夫の程度
- ・ 他の地域や同業者への影響度や波及効果
- ・ 関連法規の遵守等、他の模範となるにふさわしいこと。
- ・ 店舗における料理やサービスの実態とその内容
- ・ 虚偽の申告がないこと。

### (6) シルバー賞の審査項目

- ・ ブロンズ賞受賞時の取組の効果が高まるような改善が行われていること。
- ・ 個人（個店）のための活動ではなく、地域への貢献など社会的に意義のある活動を行っていること。
- ・ 後進の料理人の育成への貢献度
- ・ 料理マスターズの普及への貢献度

## 7. 応募方法

応募に当たっては、所定の応募書類を作成していただく必要があります。

### (1) 応募書類の種類

提出いただく書類等は次のとおりです。

- ① 応募用紙(シルバー賞又はブロンズ賞)
- ② 調査票 (シルバー賞のみ。別記様式5から別記様式6)  
別記様式5については、該当する活動内容を御提出ください。
- ③ その他

メニューやパンフレット、ウェブサイトの写し等、取組の内容を具体的に示す資料（書式やデータ形式は自由）がありましたら、資料毎に資料名を記載し、添付して御提出ください（任意）。なお、当該添付資料は①の応募用紙に記載された取組内容毎及び②の調査票に記載された活動内容毎に資料番号を付し、必要最小限としてください。

## （２） 応募書類の提出

- ① 応募用紙及び調査票は、農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」のウェブサイト (<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/kensyou/index.html>) からダウンロードしてください。
- ② 必要事項を記入の上、電子メールで送付してください。なお、提出された応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外する場合がありますので、御注意ください。
- ③ 提出された応募書類は返却いたしませんので、御了承願います。
- ④ 電子メールで提出する際は、拡張子が「.ZIP」の添付ファイル及び容量7MB以上のものはサーバーの都合上受信できませんので、分割して御提出ください。

## （３） 応募書類の提出先及び問い合わせ先

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課外食産業室  
「農林水産省料理人顕彰制度『料理マスターズ』」事務局  
住 所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
T E L：03-6744-7177  
ア ド レ ス：kensyoseido@maff.go.jp

## （４） 応募期間

平成30年4月3日（火）～平成30年5月16日（水）  
※期日までに必着をお願いいたします。

## （５） 応募費用

応募に際して、手数料は一切かかりません。ただし、応募に必要な通信費（郵送料等）は応募者の負担とさせていただきます。

## （６） その他

応募書類は、審査以外の目的には使用いたしません。なお、御提出いただいた料理人本人の顔写真については、受賞された場合の公表用写真として使用させていただきます。

## 8. 受賞者の発表・授与式

### （１） 受賞者の発表

審査の結果については、結果のいかんにかかわらず、全ての審査が終了した後に事務局から御連絡いたします。また、受賞者及び関係者の概要、実績、具体的な取組等については、公式発表後、農林水産省のウェブサイト等で公表いたします。

### （２） 授与式

受賞者に対しては、授与式において「料理マスターズ」の称号（証書）、メダル及び襟章の授与を行います。なお、授与式の詳細については、追って受賞者に連絡いたします。

## 9. その他

(1) 受賞後の広報・PR等

受賞者の方に対しては、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等への御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 受賞の取消し

審査応募に当たり虚偽の申告を行うなど、受賞者としてふさわしくない行為が確認された場合には、受賞を取り消し、証書等を返納していただくこととなります。